

アダム・スミス「贖罪・正義論」草稿・試訳

佐々木 健

日本大学大学院総合社会情報研究科

Adam Smith's Manuscript on Atonement and Justice

translated with a preface and notes

by

SASAKI Takeshi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

This is a tentative translation of Adam Smith's manuscript on Atonement and Justice, which may be regarded as part of an early draft, or probably one of the earliest drafts, of his first work *The Theory of Moral Sentiments*, the first edition of which appeared in print in 1759. In making my own Japanese version of the manuscript text, I have made use of the text transcribed in the *Appendix*, Vol. 1 of the Glasgow Edition of *The Works and Correspondence of Adam Smith*. Without regard to the readability of the Japanese text, the translator has tried to remain as faithful as possible to the original manuscript itself. In the translator's notes no mention is made of alterations in terminology and thought contents that were made in the first and subsequent editions of TMS.

It is to be noted that this is an attempt to make all the little progress that he can make towards establishing a technical method of putting into Japanese those manuscript texts originally made by great philosophers in preparation for great philosophical works which they were to publish, or to have published, in later days. The translator hopes from the bottom of his heart that the day will come at an earliest possible date when general readers here in Japan can obtain access to manuscript texts, such as John Roger's edition of 'Draft A' of Locke's *Essay*, in plain, intelligible and readable Japanese.

はじめに

Wer wird aber den Tag seiner Zukunft erleiden mögen? und wer wird bestehen, wenn er wird erscheinen? Denn er ist wie das Feuer eines Goldschmieds.

Maleachi 3, 2

・ 0 この拙稿において訳出を試みるのは、アダム・スミス(Adam Smith, 1723-90)が認めた「贖罪」(Atonement)と「正義」(Justice)に関する草稿である。

1 より正確に言えば、この草稿は、「贖罪」に言及した文章1段落を含みながら、全体としては狭義の「法的」概念としての「正義」を道徳的概念としての「正義」から区別して、論理的に分節化しようとする議論を展開するために著されたものであると評することが出来る。したがって、この草稿に表題をつければ、「贖罪・正義論草稿」というよりも、むしろ「贖罪に関する一節を含む正義論草稿」というやや冗長なものになるであろう。“THE PASSAGE ON ATONEMENT, AND A MANUSCRIPT FRAGMENT ON JUSTICE”という表題が正鵠を射ている、ということになる。これは、グラスゴウ大学版『スミス著作集』第1巻に付せられた「付録2」のタイトルである。

2 この試訳に当たって、底本には、THE

GLASGOW EDITION OF THE WORKS AND CORRESPONDENCE OF ADAM SMITH 所収の第1巻、THE THEORY OF MORAL SENTIMENTS, *Edited by D. D. RAPHAEL and A. L. MACFIE*, Oxford University Press, 1976 のなかの **Appendix II** "THE PASSAGE ON ATONEMENT, AND A MANUSCRIPT FRAGMENT ON JUSTICE" を使用した。当該草稿が収められている箇所は、同付録中、pp. 388-390 である。

・0 この草稿は、上記第1巻の編者による考証に従えば、『道徳情操論』第1版を上梓する際に正式に書肆に手渡した原稿よりも以前に書かれたものである。その意味で、第1版の原稿を起筆するに際して、構想のためのメモ、ないし論点を整理し議論を纏めるための備忘録として作成されたものという性格が強い。

1 それゆえ、草稿は、このスミスの処女作(の一部)がそもそもどのような状態から書き始められたかを窺ううえで興味深いものがある。ここに、私たちは、処女作のいわば「原形」、あるいは原初的な状態とも言うべき根源的な形姿を見て取ることが出来る。

2 そのような意味で、分量的にははるかに僅少ではあるけれども、この草稿は、これに接する者に、例えば、『人間悟性論』「草稿A」や『経済学・哲学草稿』をひもとく時に感じるのと同種の感慨と感激を覚えさせずにはいないものを具えていると評することが出来るであろう。

・0 以下の訳稿においては、『情操論』刊行本の文章で、草稿中の文章に対応するものが記されている箇所を特定し注記するようなことは行なわなかった。刊行版初版、それ以後の改訂の過程における字句・表現・概念等の変更を逐一追跡するよりも、上にふれた意味での「原初的」な形態を確実に押えておくことが作業として、どこまでも要請される重要な事柄であると考えからである。

2 また、propriety と impropriety、merit と demerit、その他、『情操論』におけるキー・コンセプトをなすに到るタームについても、その術語

的定義ないし概念規定は、これを差し控えた。

3 これと併せて留意しておくべきことは、この種の草稿を日本語に移す際の技術的な問題をどう克服したらよいか、という課題が依然として私たちの前に立ちはだかっているように思われる、という点である。この課題の遂行の上で、一つ参考となる既往の業績を挙げるならば、故廣松渉氏が『ドイツ・イデオロギー』「フォイエルバッハに関して」の1篇について行なったドイツ語草稿および刊行諸版の比較・校閲とそれに基づく日本語訳作成の努力*であろう。何故に、この点に拘泥せざるをえないか。他にもない。例えば、私たちは、ロックの『人間悟性論』「草稿A」ここで筆者は、Aaron と Gibb によって編集された先駆的業績よりも、むしろ、削除・加筆・訂正の過程が見事に再現されている G. A. J. Rogers 編集の労作を想定しているを正確な日本語に移しかえ流麗な日本語で読めるテキストを提供出来るだけの技術を獲得しているのであろうか、ということである。確かに、このような草稿は専門家が原語で読めばよい、という議論も成り立つであろう。しかし、それで事足りるといった性格の問題ではないであろう。学問研究を専門としない読者にも、広く解放されてしかるべきではないか、そのためにも草稿翻訳の技術がそれとして確立される必要があるのではないか、ということである。拙稿は、それに向けての、大胆といえれば無謀な、怖いもの知らずの、ささやかといえれば極々控えめの、試みであるに過ぎない。

* 廣松渉編輯版『ドイツ・イデオロギー』河出書房新社、1974。原文テキスト篇の第1分冊と邦訳テキストの第2分冊とからなる。

KARL MARX/FRIEDRICH ENGELS
DIE DEUTSCHE IDEOLOGIE 1.BAND
1.ABSCHNITT, hrsg. von WATARU
HIROMATSU.

カール・マルクス/フリードリヒ・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』第1巻第1篇
廣松渉編訳。

・0 草稿は、スミスが口述し、それを筆記者 (amanuensis) が書きとめる形で作成された。もともと文章に記された文字、訂正・挿入などの修正 若干の例外を除いて も、筆記者によるものである。

1 訳文中の[]内の文字・語・語句は、一旦記されて削除されたもの、後に上書きされたもの、内ものは削除された部分に対して施された訂正、あるいは後の段階で加筆されたものを示す。

2 以下、訳文で使用したカッコ、符号等は以下のとおりである。

ゴチ：訂正前と訂正後に対応する文字、語ないし語句を示す。

()：訳者による語・語句の挿入・補足、および「てにをは」に関する推量を示す。

.....：「てにをは」は不明、前後の脈絡も不明につき訳語を推測出来ないことを示す。

：議論の文脈、文章の係り具合を明確にするために訳者が適宜使用したものの。

[]：訳者により説明的語・語句を補足した箇所である。

3 訳文中に適宜、原語を挿入した。訳注は最低限にとどめた。思想内容に関係することには一切言及していない。訳文は出来るだけ直訳に近い形にとどめてある。日本語の文章としての readability は必ずしも顧慮していない。

訳 文

神 Deity.....、それが私たちに対してそう.....るように、それ自身のゆえに、また、なお一層思慮しなくとも 愛と褒賞の自然で適正な対象 the natural and proper object of Love and Reward (に) 悪徳 (は) 憎悪と処罰 hatred and punishment の (自然で適正な対象に).....。 2 2 . 否、私たちが恐れがちである悪徳は神の神聖性の前では、人間的な善徳の不完全性が褒賞に値することが出来る以上に、処罰に値するように見えるはずであろう。人間は、

それほど完全な神聖性を具えた存在者 a Being of such perfect Sanctity の御前に今にも現れようとするとき、自分自身の卓越性 merit についてほんの少しの自信しか感じる事が出来ない[。] 出来ず、[しかし神の正義等.....]そして、彼が自分自身の行為 his own Conduct のなかの無数の汚点や不完全な性質 blemishes and imperfections を想起するとき、褒賞を望むよりはむしろ処罰を怖れずにはいられない。神の正義等 [神の of the Deity] 神の divine 正義は、私たちが考えるには、確かに、何らかの贖罪 atonement [atonement] を、(つまり)[人類] 人々の犯す罪 Offences に対する何らかのあがないを、要求することをもって なしには 充足されないのであり、この贖罪は、要求されてきたばかりではなく、少なくとも、人類のうちの価値あるほうの人々のために、(代価を払って)行なわれてもきたことを、啓示 Revelation は私たちに教えている。

[実際に(こういう機会や場合がある)実]に、ある機会や場合によっては、私たちは、ただ単に、社会の一般的な利益 the general interest of Society

そう[処罰]しなければ、支持され[うる]えないと私たちが想像する全般的な利益 を顧慮して処罰することがある。例えば、軍事的な規律が命ずる諸々の処罰はすべて、この動機から加えられるのであって、見張りの当番のときに寝込んでしまう歩哨 a Centinel [Sentinel] は戦争の諸法律[軍法]によって [(.....せられる)のである] 死を蒙るのは、そうした不注意は軍隊[部隊]全体を危険にさらしかねないからである。心情の中で、私たちは、この必要な厳格さを非難する blame this necessary Severity ことが出来ない。何千人もの人たちの安全のためにひとりの人が犠牲にされ[うる] るべきである ということほど、[正義の点からみて]正当なことはありえない。しかし、私たちは[当] この処罰をば、恩知らずの殺人犯あるいは親殺しに対する処罰を見るときと同じ見地から眺めるであろうか[。] ? 私たちの心情は、後者[殺人犯・親殺しへの処罰]について行く it goes along with the other 時と同じ熱意(をもって)*、自然に naturally 喝采するのだろうか。私たちは前者[歩哨]をば不運な犠牲者 なるほど、多数の者たちの利益のた

めには命をささげなければならぬけれども、しかし私たちが心情においては喜んで救いたいと思うような犠牲者 と見なすのであり、そして、[他の者たち]多数の者たちの諸利害がそのことに対立することを私たちはただただ残念に思う。もし後者が処罰を逃れるようなことがあるとすれば、そのことは私たちの最高度の憤慨 indignation を喚起することであろうし、正義を蔑ろにする人類の心 the injustice of Mankind がこの地上で懲らしめることを怠った犯罪に対して 来世において 復讐するように、私たちは神に求める[つもりになる] べきであろう〔求めることであろうに〕。

*原文は applaud the same Ardor である。
applaud with the same Ardor と、with を補う。

正義の侵犯は、対等の者たちから受けると人類はどうしても甘受しようとしぬものである。正義の侵犯は被害者たち the injured の報復心〔憤慨・恨み〕Resentment を掻き立てて、加害者 the Offender に復讐するよう被害者たちを誘発する。被害者たちは、自分たちが加害者を罰するとき人類は じぶ [ん] たち に*喝采を送りついて行くと感じるのであり、彼らは、加害者を罰しない時、自分たちは軽蔑すべきものとなると想像するのである。世俗〔的市民〕社会 civil Society が 混乱 流血の場面とならないように、またすべての者が自分は危害を蒙ったと空想する時にはいつでも自分自身の手で復讐するうえで世俗社会が障害となることがないように、すべての統治体における為政者たち the Magistrates in all Governments で、しかもかなりの権威を獲得してきた者は、国家〔共同社会〕の権力を行使する employs the power of the commonwealth。それは、力づくでも正義を実行しようとするためであり、そしてまた、加害者を処罰することか、既になされた危害を償うように加害者を義務付けることか、いずれかによって被害者たちに満足を与え彼らを納得させるためである。為政者は、不正義〔正義の蹂躪〕についてのあらゆる苦情に耳を傾けること、〔被害者・加害者の〕双方によっ

て主張される諸情況を入念に調査・探究すること、どんな不偏不党の公平無私な人格 impartial person にとっても正当で公平に見えるであろう救済策を講じること、を約束する。ここから、民事・刑事双方の裁判権が発生するのである。〔すべての〕 それぞれの 国々における為政者[たち]がこの種の彼の決定すべてを実際にそれによって規制する諸規則 [で、] は、 明白な法令のうえに確立されて[いるもの、] しようと、 [偶] 然 的な習慣のうえに、あるいはそれ自身の明白な衡平のうえに確立されて[いるものは、] しようと、 **その国の民事的法制と刑事的法制とをなすものである。そのような〔上述の〕決定が規制されるべきであることは、正義の自然的な諸原理 the natural principles of Justice にとって、あるいは私たちの正義の感覚〔觀念〕our Sense of it がその上に基いている諸情操の類比にとって、最も適切である。〔このように〕当のことがそれによって最も適切となる所以の諸規則こそが、自然法哲学〔正義論〕Natural Jurisprudence と呼ばれるもの、あるいは法の一般的諸原理に関する理論 the Theory of the general principles of Law を構 [- ?] 成 する。それら they は道徳的諸情操に関する理論の極めて重要な一部門をなす。しかしながら、私は今後これからその主題についての殊に詳細な講述を行う企図を抱いているのであるからして、目下のところは、それらの諸規則ないし諸原理をじっくり立ち入って分析するつもりはない。

* 筆記者 (amanuensis) は、「彼らに」 them のつもりで先ず the- と書き、「彼に」 him に書き換えるため、tを除き e を i に変えて m を付けたのであろう。

** [which] whether established upon ~ : whether [they are] established upon ~ が構文上正しいから、which を削除して whether に書き換えるのが正解。

個々の特定の人物一人ひとり*に対する私たちの仁慈 benevolence〔その人の幸福を願ってする仁慈ある行為〕が、私たちの配慮をその人たち*に向けて好意を抱かせる諸情況の重大性に正確に比例して

いるとき、比喩的に言えば、私たちはその人たち*に正義を施す *do them Justice*〔その人たちを正当に取り扱う〕と言われる。] れ、そして、そうでない場合は、不正義をなす *do them injustice*〔不当に取り扱う〕と言われる。例えば、私たちが、昔からの友人に対してよりも[- ?] む しろ知り合っ
て間もない人に善い行ない *a good Office*〔恩恵〕を施そうと決心する時、私たちは昔からの友人に不義をなすと言われる。しかしながら、これは私たちが上で扱ってきた不正義とは種類を異にする不正義である。これが不正義である理由は、危害・害悪を加える *do hurt* ことに存するのではなく、最も完全な適正性に従って善をなさないこと *not doing good according to the most perfect propriety* にある。諸学院において、〔他人に危害を加えない、という〕前者の正義 だがこれだけが本来、固有の適正な意味で正義と呼ぶことができるのである 〔双務的な〕こ[- - ?] うか ん〔交換〕的正義 *commutative Justice* と命名されてきたのと同様に、この正義〔最も完全な適正性に従って善をなすことの正義〕は[へ?] はい ぶん〔配分〕的正義の呼称によって区別されてきた。配分的正義 *distributive Justice* の遵守にこそ、すべての社会的な徳、善行に関わる徳、の本来的に適正な実行が存する。その実行は権力・暴力によってこれを強制することは出来ない。この正義の侵犯は積極的、実質的な危害をなすものではなく、それゆえ、いかなる処罰をも受けることはない。この正義が〔かくなすべしと〕命じる外面的な諸行動〔の適正性・不適正性を〕決定する諸規則は、漠然としており、不精確であって、これから追い追ひ明らかにする通り
本来の適正な意味で正義と呼ばれるものの諸規則に固有のものであるあの厳格な精密さには及ばないのである。たいていの著述家によって、処罰に関する諸規則 *the Rules of punishment* は、善行に関する諸規則 *the Rules of Beneficence* と並んで、配分的正義に関連付けられてきたのであって、これらの著述家は、不適正な復[- - ?] しゅ う〔讐〕 *improper vengeance* は不適正な仁慈 *improper Benevolence* と同じ種類の不適正であると想像してきたように思われる。なるほど、処罰に関する自然

的諸原理 *the natural principles of punishment* と呼んで差し支えないもの[の]のなかにはある一定程度の漠然さと不精確さがある。侵犯される正ないし権利 *the Right* の範囲はどの程度なのか、そして権利のしん[が?] ぱ ん〔侵犯〕はどこに存するのか、この点はほとんどすべての場合に厳格な精密さをもって決定されうる。しかしながら、この侵犯ゆえにどの程度の報復心が当然抱かれ、あるいはどの程度の処罰が加えられてしかるべきであるかは、自然〔人間の自然本性、ないしことがらの本性〕のうち何かしら偉大な〔存立〕基盤を持つ一般的諸規則 *general Rules which have any great foundation in nature* によっては、いとも容易に厳格に確定されうる事が出来ないものであって、〔この問いに対する回答は〕諸情況が多種多様に変れば、それに応じて様々に変わるのである。そして、ここまでは、諸々の処罰に関する諸原理および規則は善行に関する諸原理・規則と類似している。だがしかし、処罰に関する諸原理・規則は別の情況つまり、先の諸情況と比べてはるかに本質的に重要であり、しかも当の著述家たちがおそらく充分には傾注してこなかったある情況 においては善行に関する諸原理・規則とは異質なのである。不適正な処罰 *improper punishment*、つまり全く正当でないか、犯罪の罪科性 *the demerit of the Crime*〔犯罪が処罰に値する程度〕を凌駕しているか、のいずれかである処罰は、犯罪者に対する侵害であり、力・権力によって無理やり反対されてよいし、また反対されるべきであり、また実際に行なわれれば、今度は処罰を加えた当の人物を処罰されるべき立場に置くのである。しかし、単なる *meer*〔mere〕不適正な善行は、力・権力でもってこれに反対することは出来ないし、こうした善行をなす当の人物を処罰されるべき立場に置くことはないのである。

* 「個々の特定の人物一人ひとり」 *each particular person* は、同じ文の後部では複数形 *them* で受けられている。